

組 合 だ よ り

新緑の候、組合員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、組合事業推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先日の第18回総会においては、委任状による出席にご協力いただき誠にありがとうございました。
一刻も早い事業の完了に向け、引き続き 役員一同 尽力してまいりますので、ご理解、ご協力
くださいますようお願い申し上げます。

地区の状況

道路及び水路の側道の
工事を行いました。

令和3年度工事完了箇所(一部)



第18回総会のご報告

総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止の為、「委任状の提出による出席」をお願いいたしました。提出された議案について原案どおり議決されました。

開催日時	令和4年3月17日 午後7時より
開催場所	平賀公民センター
出席者数	組合員総数 43名のうち 出席者数 34名 [うち委任状による出席者 25名]
議案	第1号議案 令和4年度事業費収入支出予算について

保留地について

保留地の売却については、企業誘致の実現に向けて、企業と交渉中です。

皆様には、工事期間の延長等ご迷惑をおかけいたしますが、早期の事業完了に向け、より一層販売促進につとめてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



各種届け出について

以下の内容にて、変更が生じた場合は届出の提出が必要となります。詳細は事務局までご連絡ください。

各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。ご入用の際は事前に事務局までご連絡ください。

建築行為等の届出

地区内において、次の行為を行う場合は許可申請が必要となります。事務局までご連絡・ご相談ください。建築物及び工作物の新築・増築・改築・土地の形質の変更、移動の容易でない物件の設置、たい積を行う場合（土地区画整理法76条第1項）

土地の権利変動などの届出

土地所有権を移転（相続、贈与等）された場合は、新旧両所有者連名の上、事務局に届け出てください。

組合員の皆様へお願い

土地の管理（除草）について

整地整備後の仮換地につきましては、土地所有者ご自身にて、除草作業等の管理行っていただくようお願いいたします。ご多用のところ恐れ入りますが、近隣の土地にご迷惑がかからないよう、引き続きご協力をお願いいたします。

建築行為について

土地所有者様 または ご親族様が事業地内に建築等される場合は、使用収益開始前となりますので、事務局までご相談ください。

土地の売買について

早期の事業完成に向け、役員一同今後も努力して参ります。事業地内における土地の売買については、できる限りお控えいただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎5階（公社）岐阜県都市整備協会内
TEL (058) 274-0080 関市平賀第二土地区画整理組合 事務局 今枝・早野